

○デジタル庁告示第五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、デジタル庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

統括官（戦略・組織担当）	統括官（戦略・組織担当）
統括官（デジタル社会共通機能担当）	統括官（デジタル社会共通機能担当）
統括官（国民向けサービス担当）	統括官（国民向けサービス担当）

統括官（省庁業務サービス担当）

統括官（省庁業務サービス担当）

二 委任の効力の発生する日

令和三年九月一日